

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分			
		前年からの 繰越未決	本年の 起 訴	計	有 罪					有罪に係る人員及び金額					
					有	罪	無	罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 刑 科 罰 せ ら れ た も の 人 員			罰 金	
														人 員	金 額
外	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内			
申告所得税	外	1	4	5	4	-	-	-	-	1	4	4	89,000	申告所得税	
	内														
法人税	外	1	4	5	3	-	-	-	-	2	3	3	29,000	法人税	
	内														
その他	外	2	2	4	3	-	-	-	-	1	3	2	37,000	その他	
	内														
合 計	外	4	10	14	10	-	-	-	-	4	10	9	155,000	合 計	
	内														

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分		酒 税							揮 発 油 税 及 び 地 方 揮 発 油 税				石 油 ガ ス 税			区 分			
		免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計					
		酒 類 造 者	酒 類 販 売 業 者												酒 類 造 者			酒 類 販 売 業 者	
要件 処理数	前年度から未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から未済	要件 処理数	
	検 挙	外	-	2	2	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	2	2	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		収 税 官 吏
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		そ の 他
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		不 告 発
	処 分 前 減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		処 分 前 減
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	-	千円	千円	千円	千円	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額	外	-	99	198	297	-	297	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額		
罰 金 相 当 額	外	-	340	881	1,221	-	1,221	3,000	-	3,000	-	-	-	-	-	-	罰 金 相 当 額		

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分		石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分		
		ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分							
要件 処理数	前年度からの 繰越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 繰越処理未済	要件 処理数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	検 挙		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	通 告 処 分	処 理 済 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		告 発
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 権 消 滅 前	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 権 消 滅 前		
本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数			
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,467	犯 則 に 係 る 額		
通 罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	297	通 罰 科 金 相 当 額		
												4,221			

調査対象等：平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
	酒類等製造者	酒類販売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
	通告処分	外	-	2	2	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分		要履行件数
	計	外	-	2	2	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	計		
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	履行等件数	
	通告後消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後消滅		
	通告履行	外	-	2	2	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行		
	計	外	-	2	2	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	計		
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数		
通告履行罰科金額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
通告履行罰科金額	外	-	99	198	297	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	297	通告履行罰科金額	
通告履行罰科金額	外	-	340	881	1,221	3,000	-	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,221	通告履行罰科金額	

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の								
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
	件数	犯則数量	kg	千円	件数	犯則数量	kg	千円	件数	犯則数量	kg	千円	件数	犯則数量	kg										千円		
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2 2	114,332	-	-	外2 4	121,092	-	-	外4 6	235,424	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外2 2	114,332	-	-	外2 4	121,092	-	-	外4 6	235,424	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

- (注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 (外)書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	1	第15条第1項第1号	1	第28条第1項第1号	-	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	-
第27条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-	第24条第1項第2号	-	第28条第1項第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
第28条第2号	-			第29条第2号	-	第25条第2号	-	第29条第2号	-
第28条第3号	-			第29条第3号	-	第25条第3号	-	第29条第3号	-
第28条第4号	-			第29条第4号	-	第25条第4号	-	第29条第4号	-
第28条第5号	-			第29条第5号	-	第25条第5号	-	第29条第5号	-
第28条第6号	-			第29条第6号	-	第25条第6号	-	第29条第6号	-
第28条第7号	-			第29条第7号	-				
合計	1	合計	1	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	-	第13条第1項	-
第21条第1項第2号	-	第22条第1項第2号	-	第20条第1項第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	第14条第2号	-
		第23条第2号	-	第21条第2号	-	第14条第3号	-
		第23条第3号	-	第21条第3号	-		
		第23条第4号	-				
		第23条第5号	-				
		第24条第1号	-				
		第24条第2号	-				
		第24条第3号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。